

## 「協力事業者による高齢者見守り事業」実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、「地域支え合い活動推進事業」の一環として、神戸市及び協力事業者が相互に連携して、ひとりぐらし高齢者等の見守り活動を行う事業の実施に必要な事項を定め、高齢者が安心して自立した生活を営めるように支援することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要領において、「協力事業者」とは、通常業務において高齢者の異変を発見することが可能な事業者で、本事業の趣旨に賛同し第5条の規定による協定を行ったものとする。

### (実施主体)

第3条 この事業の実施主体は神戸市とする。

2 市は各区社会福祉協議会、及びあんしんすこやかセンターを運営する法人と一体となって、「地域支え合い活動推進事業」の一環として、本事業を実施する。

### (対象者)

第4条 この事業の対象者は、神戸市に在住する者で、次の各号のいずれかに該当すると推測されるものとする。

- (1) おおむね65歳以上のひとりぐらし高齢者。
- (2) 75歳以上の高齢者のみで構成される世帯。

### (協力事業者)

第5条 神戸市は、「高齢者見守りに関する協定書」(様式1号)により協定を締結した事業者を、協力事業者として登録する。

ただし、本事業を通じて宗教行為、政治活動、その他公序良俗に反する活動を目的とする事業者等は、協定を締結することはできない。

- 2 協力事業者は、前項の協定を締結した時は、神戸市に対し、「協力事業者による高齢者見守り事業」事業者名簿(様式2号)により、本事業を実施する事業所名・所在地を報告し、神戸市はその名称等を広報活動を通じて公表する。
- 3 協力事業者は、協定を締結した事業者名に変更があるときは、「協力事業者による高齢者見守り事業」事業者名変更届(様式3号)により、神戸市に報告する。
- 4 神戸市は、協力事業者が「協力事業者による高齢者見守り事業」辞退届(様式4号)により協定の解除を申し出たとき、又は協力事業者として不適当と認めるときは、「協力事業者による高齢者見守り事業」解除通知(様式5号)により、協定を解除するものとし、協力事業者は協定書を神戸市に返還する。

### (市の業務)

第6条 市は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 「協力事業者による高齢者見守り事業」に関する普及・啓発
- (2) 「協力事業者による高齢者見守り事業」の実施に関する各区保健福祉課、各区社会福祉協議会、あんしんすこやかセンター、協力事業者との連絡調整
- (3) 第5条に規定する事業者の登録及び名称の公表
- (4) 協力事業者に対する本事業の説明
- (5) その他「協力事業者による高齢者見守り事業」の実施に付随する業務

(区社会福祉協議会の業務)

第7条 各区社会福祉協議会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 「協力事業者による高齢者見守り事業」に関する普及・啓発への支援
- (2) 「協力事業者による高齢者見守り事業」の実施に関する市、各区保健福祉課、あんしんすこやかセンター、協力事業者との連絡調整
- (3) その他「協力事業者による高齢者見守り事業」の実施に付随する業務

(あんしんすこやかセンターの業務)

第8条 各あんしんすこやかセンターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 「協力事業者による高齢者見守り事業」に関する普及・啓発への協力
- (2) 「協力事業者による高齢者見守り事業」の実施に関する市、区社会福祉協議会、各区保健福祉課、協力事業者との連携
- (3) 協力事業者からの、連絡への対応
- (4) 「協力事業者による高齢者見守り事業」に関する、協力事業者への対応報告
- (5) 「協力事業者による高齢者見守り事業」に関する、市への報告
- (6) その他「協力事業者による高齢者見守り事業」の実施に付随する業務

(協力事業者の活動)

第9条 協力事業者は本事業の趣旨に従事者に周知し、その通常業務において、第4条に定める対象者を対象として、コンプライアンスに従いながら、以下の活動を行うものとする。

- (1) 通常業務において、別紙『「協力事業者による高齢者見守り事業」異変察知と対応例』を参考に、第4条の対象者と推測されるものの異変や心身状況の変化に気づいた場合は、あんしんすこやかセンターに連絡をする。  
ただし協力事業者は、連絡の有無により対象者の不利益が生じた場合は、責任を負わないものとする。
- (2) 協力事業者は、あんしんすこやかセンターの機能等について広報を行う。

(個人情報保護)

第10条 本事業の実施にあたり、知り得た個人情報は、本事業の実施中又は終了後においても適切に管理し、第三者への提供又は本事業以外の目的に使用してはならない。

(補則)

第11条 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項については、別に定める。

附 則

この要領は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

(様式1号)

## 高齢者見守りに関する協定書

(事業者名)と神戸市は、高齢者が住み慣れた地域で、安心して自立した生活を営めるよう支援することを目的として、「協力事業者による高齢者見守り事業」実施要領に基づき、連携して高齢者の見守り活動を行うために本協定を締結する。

本協定の証として、本協定を2通作成し、署名押印の上、それぞれ1通を保有する。

年 月 日

(事業者名) (代表者名) 印

神戸市長 印



(様式3号)

年 月 日

「協力事業者による高齢者見守り事業」事業者名変更届

神戸市長宛

所在地 \_\_\_\_\_

名 称 \_\_\_\_\_

代表者職・氏名 \_\_\_\_\_

神戸市の「協力事業者による高齢者見守り事業」実施要領第5条第3項に基づき、本届出を提出いたします。

1. 変更日
2. 変更前
3. 変更後

(連絡先)

担当者氏名: \_\_\_\_\_

電話番号: \_\_\_\_\_

(様式4号)

年 月 日

「協力事業者による高齢者見守り事業」辞退届

神戸市長宛

所在地 \_\_\_\_\_

名 称 \_\_\_\_\_

代表者職・氏名 \_\_\_\_\_

神戸市の「協力事業者による高齢者見守り事業」実施要領第5条第1項に規定する、協力事業者としての協定の解除を希望しますので、同条第4項に基づき、「協力事業者による高齢者見守り事業」に関する協定書を添えて、本届を提出いたします。

なお辞退後も、本事業の活動において知り得た個人情報については、同要領第10条の個人情報保護等に関する規定を遵守します。

(連絡先)

担当者氏名: \_\_\_\_\_

電話番号: \_\_\_\_\_

(様式5号)

## 「協力事業者による高齢者見守り事業」解除通知

様

神戸市の実施する「協力事業者による高齢者見守り事業」の協力事業者としての協定を解除することを通知します。

年 月 日

神戸市長

印

(別紙)

「協力事業者による高齢者見守り事業」異変察知と対応例

	高齢者の状況	事業者の状況	あんしんすこやかセンターの対応
1	倒れていた	救急要請	救急搬送後に入院先に病院等から連絡が入った場合は、退院後見守りを開始できるよう、関係者との連絡を取る。
2	応答なしで、なおかつ以下の状況が数日継続していると推測される。 ・鍵もかかり、中の状態もわからない ・電灯やテレビがついたまま ・ドアが開いたまま ・新聞、郵便物がたまっている（2～3日分ほど） ・いつも開いている雨戸が開いていない	通常業務が終了し、帰社後あんしんすこやかセンターへ連絡	①対象者に関する情報収集 ・センターで対象者の情報を把握していないか ・民生委員、関係機関へ情報収集等 ②訪問等による状況確認 （近隣住民等からも最近の様子をききとる） ③民生委員等関係機関と連携し、対応（必要に応じてレスキュー要請）
3	何度か顔を合わせる中で、以下のような変化が察知される。 ・会話がかみ合わない ・服装の乱れ（季節にそぐわない、汚れが著しい、など） ・家の中にゴミが溜まっている ・本人が消費できないほどの大量の同じ物品をたびたび購入する	通常業務が終了後、あんしんすこやかセンターへ連絡	①対象者に関する情報収集 ・センターで対象者の情報を把握していないか ・民生委員、関係機関へ情報収集等 ②訪問等による状況確認 （近隣住民等からも最近の様子をききとる） ③今後の対応についてセンター内で協議し対応を行う （定期訪問、各種サービスの利用等）